

令和 8 年 2 月 9 日

第1～5学年保護者 様

さいたま市教育委員会
さいたま市立慈恩寺小学校
校長 望月 泰志

学習者用タブレット型コンピュータ等の利用及び家庭への持ち帰りに係る同意書並びに、
学習における生成AIの利用に係る同意書について(お願い)

日頃より教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、国の GIGA スクール構想のもと、ICT を活用した学びの改革に取り組んでまいりましたが、子どもたちの ICT 環境をさらに充実させ、豊かな学びを進められるようにするため、このたび端末を iPad に更新することといたしました。

つきましては、学習者用タブレット型コンピュータ等(以下「タブレット等」)の利用及び家庭への持ち帰り、並びに、学習における生成AIの利用について、下記のとおりお知らせいたします。保護者の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 タブレット等の利用及び家庭への持ち帰りについて

(1) タブレット等の学校及び家庭での利用について

タブレット等は、学校や家庭における学習活動のために使用します。例えば、以下のような場面を想定しています。

- ・児童生徒の学習における成果物の作成、発表
- ・クラウドを活用した協働学習
- ・インターネットを活用した調べ学習
- ・ドリル学習や学習動画の視聴
- ・学校から配付された課題の確認・提出
- ・オンライン授業の受講 など

(2) 家庭への持ち帰りについて

- ・タブレット(タブレットケース付)1セット
- ・充電用機器(アダプタ1つ・ケーブル1本)
- ・タッチペン 1本 ※充電用機器とタッチペンは、必要な場合のみ持ち帰りとなります

(3) タブレットや充電用機器、タッチペンの破損及び紛失時の対応について

- ①利用中に生じたタブレットやキーボード一体型ケース、充電用機器、タッチペンの破損については、次の②の場合を除き、市の予算で修理をいたします。
- ②故意による破損や改造・設定変更による故障、紛失(盗難の場合を除く)の際に係る費用は、御家庭の負担となります。
- ③御家庭での利用の際に、紛失や盗難があった場合、学校へ速やかに報告して下さるようお願いいたします。

(4) タブレット使用に関する留意点

- ①タブレット等は市からお子さんへ貸与されたものであり、卒業まで同じタブレットを使用します。また、卒業後は次の年度の新入学生が使用します。丁寧に扱うよう御家庭でも御指導ください。
- ②アカウント、パスワード、タブレットのパスコードの適切な管理をお願いいたします。アカウント等が記載されたカードを紛失したり、アカウント等を第三者に教えたりすることなどが無いよう、御家庭でも御指導ください。また、パスワードは必要に応じて定期的に変更してください。なお、アカウントはお子さん本人にのみ付与されたものです。保護者を含めた本人以外の使用は、ライセンス違反となります。
- ③学習に不必要なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、御家庭でも御指導ください。
- ④姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、御家庭でも健康面への配慮をお願いいたします。
- ⑤家庭に端末とインターネット環境がある場合は、家庭へタブレットを持ち帰らなくても付与されたアカウントで「L-gate」にサインインすることで、学校と同じ学習環境で利用することができます。「L-gate」には、教育研究所ホームページ(<https://www.saitama-city.ed.jp/>)よりサインイン可能です。
- ⑥御家庭に Wi-Fi 等のインターネット環境がない場合は、教育委員会でモバイル Wi-Fi ルーターの貸出を行って

おります。御希望の際は学校まで御相談ください。貸出に当たっては、保護者による貸出申請書の記入や、SIMカードの契約、通信費の支払いが別途必要になります。なお、就学援助対象世帯については、「オンライン学習通信費」（令和7年度は1世帯当たり15,000円）が支給されております。

2 学習における生成AIの利用に係る同意書について

本校では、タブレットをはじめとするICTを活用した学びの改革に取り組んでいるところですが、技術革新やサービス開発の飛躍的な進展は、世の中に大きな変革をもたらそうとしています。特に、生成AIの利活用は、私たちの生活の中においても浸透しはじめ、教育現場における活用の在り方についても様々な議論が行われております。今後、生成AIとの関りは避けられないものであるという認識のもと、子どもたちには生成AIのメリットとデメリットを十分に理解した上で、適切に活用していく力が求められます。

つきましては、学校の授業において生成AIを利用しながら学ぶ実践を展開するために、お子さんが学習において生成AIを利用することについての同意の可否をお知らせください。

(1) 学習において利用する生成AI

Canva、Gemini、NotebookLM

(2) 利用目的

- ①生成AIをめぐる社会的課題について児童生徒自身が主体的に考え、議論するため
- ②グループの考えをまとめたりアイデアを出したりする活動の途中段階で、足りない視点を見付け議論を深めるため
- ③英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人ひとりの興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりするため
- ④生成AIが作成した文章を「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、よりよい文章として修正していくため
- ⑤生成AIを用いた高度なプログラミングを行わせるため など

(3) その他

- ① その他学習における生成AIの利用に同意しない場合も、授業を行う教員がお子さんに代わって生成AIに入力するなど、お子さんの学習に不利益が生じないよう最大限配慮いたします。
- ②別紙「学習における生成AIの利用に係る同意書」は、お子さんが、学校から貸与された端末でさいたま市の教育用アカウントを用いて生成AIを利用することについての同意の可否を尋ねるものです。御家庭において御家庭の端末で私的なアカウントを用いて生成AIを使用することについて制限するものではありません。
- ③別紙「学習における生成AIの利用に係る同意書」にて、同意されない場合におきましても、個別の端末ごとに生成AIを使用できないように設定することはできません。
- ④御家庭で生成AIを利用する際には、年齢制限等の利用規約を遵守することを前提に、個人情報を入力したり、著作権に触れるものをインターネット上にアップロードしたりすることがないように、御指導ください。
- ⑤学習者用タブレット等の利用に関する概要は、リーフレット「さいたま市の子どもたちのタブレットが変わります!!」をご覧ください。
- ⑥タブレットを御家庭で利用する際の時間やアプリ等について、御家庭の判断で専用アプリケーション（Jamf Parent※）より設定可能です。詳しい利用方法は、学校HP→各種お知らせ→タブレット端末を御覧ください。
※Jamf Parent（ジャムフ・ペアレント）とは、学校から配付された児童生徒のiPadを、保護者のスマートフォンから管理するためのアプリケーションです。

3 タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書並びに学習における生成AIの利用に係る同意書について

(1) 同意書に必要事項を御記入いただき、**3月6日（金）までに**担任へ提出をお願いいたします。

(2) お手数ですが、お子さん一人につき一枚、同意書の御提出をお願いいたします。

(3) 今回の同意書における有効期間は本校在学中となります。年度が変わる際は次学年に引き継ぎます。また、転出や卒業の際は学校で責任をもって破棄いたします。

<連絡先>

担当：教頭

電話：048-794-1140